習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で 個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例 (通称) 習志野市健康なまちづくり条例

~全ての市民が生涯にわたっていきいきと安心して

幸せな生活ができる健康なまちづくりをめざして~

◆本市におけるこれまでの取り組み

本市では平成16年3月に、平成16年度から26年度までの11年間を計画期間とする、健康づくり の総合計画として『健康なまち習志野』を策定し、市民の健康を「日頃の健康づくり」、「食生活」、「心 の健康」、「地域活動」、「暮らしやすさ」、「環境」と広い領域で捉え、「市民一人ひとりがいきいき と健やかで心豊かに生活すること」を目的として、健康なまちづくりを推進してきました。

また、11年間の計画期間を3期(第1期:平成16年度から19年度、第2期:平成20年度から 22年度、第3期:平成23年度から26年度)に分け、各計画期間における施策の取り組み状況につい て評価、見直しを行っています。

◆『健康なまち習志野』の基本理念と課題

『健康なまち習志野』は、ヘルスプロモーション(世界保健機関が1986年のオタワ憲章で提唱した 新しい健康観に基づく21世紀の健康戦略で、2005年のバンコク憲章で承認された『人々が自らの健 康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス』のこと)の考え方を基 本理念としており、市民が自ら健康づくりに取り組めるように支援するとともに、その活動を社会全体で 支えていく環境の整備を図ってきました。

しかしながら、第3期計画策定時の平成22年5月に実施した健康意識調査結果では、「日頃の健康づ くり」や「食生活」に関する分野で、健康を意識した取り組みが市民の間に少しずつ浸透してきているも のの、「心の健康」や「地域活動」の分野では、さらなる取り組みが必要であることがわかりました。

◆健康なまちづくり条例制定の背景

少子高齢化の進展や社会、経済情勢が変化する中で、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生 活できる期間とされる健康寿命の延伸や、都市基盤・雇用環境等を要因とした健康格差の解消、さらには 医療保険制度や介護保険制度を健全に運営することが、本市のみならず我が国全体の問題、課題となって います。

こうした問題、課題に対応するためには、疾病予防から介護予防までの一貫した予防施策のさらなる充 実と、市民一人ひとりが健康に対する意識を高め主体的に行動する地域社会を創造し、健やかで充実した 生活を送るための社会環境を整備する健康なまちづくりが求められており、本市におけるこれまでの取り 組みを発展させ、推進していく必要があります。

◆健康なまちづくり条例制定の必要性

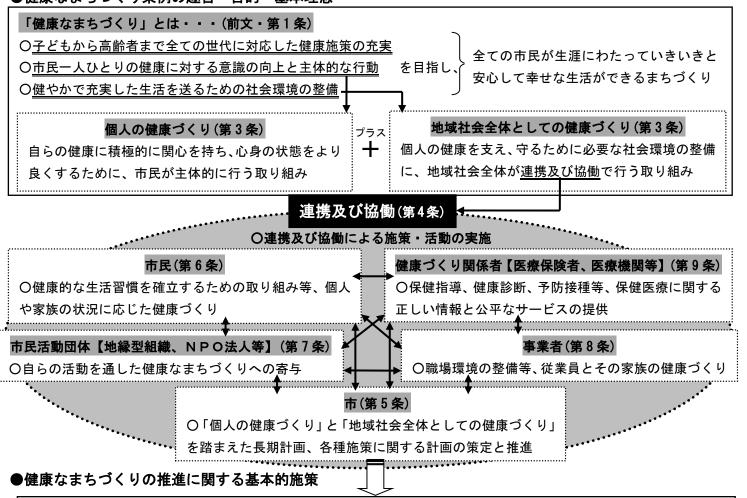
全ての市民が生涯にわたっていきいきと安心して幸せな生活ができる健康なまちづくりを発展させ、推 進していくためには、ヘルスプロモーションの考え方に基づき、市民一人ひとりが持つ健康観は多様であ ることを理解しながら、従来の「個人の責任、意識、努力に基づく健康的な生活習慣づくり」に加え、「個 人の健康を支え、守るための社会環境づくり」に、市、市民、市民活動団体、事業者、健康づくり関係者 が多分野間で連携及び協働し、取り組むことが必要です。

そこで、本市における確固とした健康なまちづくりのビジョンを将来にわたって永続的に市民にお示し することが必要であると考え、健康づくり全般に関わる条例を制定しようとするものです。

なお、本条例は、市、市民、市民活動団体、事業者、健康づくり関係者が、それぞれの責務を踏まえ、 健康なまちづくりの推進に努めるとともに、相互に連携及び協働し健康なまちづくりに取り組んでいくこ ととする市の施策の枠組みを提示した条例であり、市民等に義務を課しまたは権利を制限することを内容 とする条例ではありません。

健康なまちづくり条例概要

●健康なまちづくり条例の趣旨・目的・基本理念



基本計画(第10条)

(1)「からだの健康づくり」、②「心の健康づくり」、③「歯及び口腔の健康づくり」、④「個人の健康を支え、守るため の社会環境の整備」に関する事項を内容とする、健康なまちづくりの推進に関する基本的な計画(基本計画)の策定

①からだの健康づくり	②心の健康づくり	③歯及び口腔の健康づくり	④個人の健康を支え、守るための
(第 11 条)	(第 12 条)	(第 13 条)	社会環境の整備
			(第 14 条)
〇基本的な生活習慣の形	〇心の健康の保持増進、自	〇生涯にわたるむし歯、歯	〇市民の健康的な生活に
成、健康の保持増進、生活	殺予防のための情報提供と	周疾患等の予防、口腔機能	影響するあらゆる分野に
習慣病予防、介護予防、感	知識の普及啓発	の維持向上に必要な事業	おける、健康格差の縮小に
染症予防、その他疾病予防	〇心の健康に関する相談と	の実施と知識の普及啓発	つながる施策
のための健康診査、健康教	支援	〇歯科健診や歯科治療を	〇人々が相互に信頼し、協
育、予防接種等の事業の実		受けることが難しい者へ	力できる地域社会の構築
施と知識の普及啓発		の歯及び口腔の健康づく	〇市民の主体的な社会参
○薬の適正使用等、薬に関		りの推進	加の促進
する正しい知識の普及啓発			
○望ましい食習慣の形成や			
食育の推進に必要な教育、			
相談等の事業の実施と知識			
の普及啓発			
健康なまちづくり審議会(第 15 条)			

〇市長の諮問に応じ、健康なまちづくりに関する基本的な計画及び健康なまちづくりに関する事項を調査審議